

パートナーシップ協定に係る 六甲アイランド地区活性化支援事業助成金交付要綱

(平成 26 年 8 月 21 日 神戸市東灘区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、パートナーシップ協定締結団体である、六甲アイランドまちかどネット（以下「当該団体」という。）の活動の促進・発展をはかり、地域の活性化に資するために実施する事業（以下「事業」という。）に必要な費用の一部を助成するために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象となる活動は、当該団体が六甲アイランド地区の活性化を目的として実施される活動とし、次の各号に掲げる要件を充たすものとする。

- (1) その年度内に実績報告ができるものであること
- (2) 営利を目的とするものでないこと
- (3) 宗教的活動及び政治的活動でないこと
- (4) 法令に違反するものでないこと
- (5) 前各号に定めるもののほか東灘区長（以下「区長」という。）が必要と認めること

(助成対象経費)

第 3 条 助成対象となる経費は、前条に規定する活動に要する経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 補助対象年度外の活動に関する経費
- (2) 飲食費、懇親会費、慶弔費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- (3) 領収書がない等用途が明確でない経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか区長が対象と認めない経費

(助成額)

第 4 条 区長は予算の範囲内において、1 団体あたり年間、金 4 0 0, 0 0 0 円を上限として助成することができる。ただし、他の助成金・補助金がある場合は、年間の総経費から当該助成金・補助金を除いた金額を上限とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付申請は、別に定める助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、指定する期日までに区長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）

(事業の変更等)

第 6 条 前条により助成金の交付申請をした当該団体は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめその内容を区長に届出なければならない。また、やむを得ず事業を取りやめたときも同様とする。

(助成金の交付額の決定)

第7条 区長は、第5条の申請に基づき内容を審査して、当該申請にかかる助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付額を決定する。

2 区長は、交付決定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成する必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 区長は、当該助成金の交付決定の内容を、当該団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 区長は、助成金交付決定を受けた当該団体の助成金交付請求書(様式第4号)による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 第7条により助成金の交付を受けた当該団体は、事業終了後、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

(1) 収支決算報告書(様式第6号)

(2) 領収書の写し及びその他の収支決算書に記載した助成対象経費に係る支出の内容が確認できる資料

(精算)

第10条 当該団体は、前条の実績報告により、助成金に余剰が発生した場合には、速やかに区長に余剰金を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消し、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付をうけたとき

(3) その他、区長が助成金を交付するに適しないと認めるとき

(施行細目の委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月26日に施行する。